

○函館市聴聞手続規則

平成6年9月30日規則第53号

改正

平成7年9月29日規則第43号
平成8年12月19日規則第53号
平成12年3月31日規則第34号
平成13年3月28日規則第6号
平成15年3月31日規則第16号
平成17年3月31日規則第31号
平成18年4月1日規則第73号
平成20年3月28日規則第29号
平成22年3月31日規則第27号
平成24年3月30日規則第41号
平成26年3月31日規則第25号
平成27年3月31日規則第9号
令和4年2月28日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、他の法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例および規則をいう。）に特別の定めのある場合を除き、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第13条第1項または函館市行政手続条例（平成8年函館市条例第32号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき聴聞を行う場合における法第3章第2節または条例第3章第2節に規定する聴聞の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の定めるところによる。

(聴聞の通知)

第3条 法第15条第1項または条例第15条第1項の規定による聴聞の通知は、別記第1号様式の通知書により行うものとする。

2 法第22条第2項本文または条例第22条第2項本文の規定による聴聞の通知は、別記第2号様式の通知書により行うものとする。

(聴聞の期日の変更)

第4条 当事者は、やむを得ない理由があるときは、別記第3号様式の申出書により、聴聞の期日の変更を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合または特別の事情により必要があると認める場合は、聴聞の期日を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、別記第4号様式の通知書により、速やかにその旨を当事者および参加人（聴聞の期日の変更時までには法第17条第1項もしくは条例第17条第1項の求めを受諾し、または法第17条第1項もしくは条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。）に通知するものとする。

(関係人の参加の許可の手続)

第5条 関係人は、法第17条第1項または条例第17条第1項の規定による参加の許可を受けようとするときは、聴聞の期日の5日前までに、別記第5号様式の申請書により主宰者に申請しなければならない。

2 主宰者は、前項の申請があった場合において、参加の許可をしたときは、別記第6号様式の通知書により、速やかにその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第6条 法第18条第1項または条例第18条第1項の規定による閲覧の請求は、別記第7号様式の請求書によりしなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合における閲覧の請求については、この限りでない。

2 市長は、前項本文の請求があった場合は、当該閲覧の可否を決定し、閲覧させることと決定したとき（当該請求があった場合において、直ちに閲覧させる場合を除く。）は別記第8号様式の通知書により、閲覧させないことと決定したときは別記第9号様式の通知書により、速やかにその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において、聴聞の審理における当事者等の意見の陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

4 市長は、第1項ただし書に規定する請求があった場合において、当該審理の場において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段または条例第18条第1項後段の規定により閲覧を拒否する場合を除く。）は、閲覧の日時および場所を指定し、当該請求をした者に通知するものとする。この場合において、主宰者は、法第22条第1項または条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以後の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(主宰者)

第7条 主宰者は、別表左欄に掲げる当該聴聞に係る事案を所管する部または所の同表右欄に掲げる課長とする。

2 市長は、前項の規定による主宰者が当該聴聞に係る不利益処分を行う立場にある者であるとき、または法第19条第2項各号もしくは条例第19条第2項各号のいずれかに該当するとき、もしくは該当するに至ったときは、速やかに新たな主宰者を指名するものとする。

(補佐人の出頭の許可の手続)

第8条 当事者または参加人は、法第20条第3項または条例第20条第3項の規定による出頭の許可を受けようとするときは、聴聞の期日の4日前までに、別記第10号様式の申請書により主宰者に申請しなければならない。ただし、法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）または条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって、既に受けた出頭の許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項本文の申請があった場合において、出頭を許可したときは、別記第11号様式の通知書により、速やかにその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 補佐人が行った意見の陳述は、当該当事者または参加人が直ちに打消した場合を除き、当該当事者または参加人が自ら行った意見の陳述とみなす。

(聴聞の期日における陳述の制限および秩序の維持)

第9条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該聴聞に係る事案の範囲を超えて意見の陳述をしたときその他聴聞の審理の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、当該者の意見の陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため必要と認めるときは、聴聞の審理を妨害し、またはその秩序を乱す者に退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(聴聞の期日における審理の公開)

第10条 市長は、法第20条第6項もしくは条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるとき、または法令の規定により聴聞の期日における審理を公開すべきときは、聴聞の期日および場所を公示するものとする。この場合（法令の規定により聴聞の期日における審理を公開すべき場合を除く。）において、併せて、別記第12号

様式の通知書により、速やかにその旨を当事者および参加人（当該公示の時までに法第17条第1項もしくは条例第17条第1項の求めを受諾し、または法第17条第1項もしくは条例第17条第1項の許可を受けている者に限る。）に通知するものとする。

（陳述書）

第11条 法第21条第1項または条例第21条第1項の規定により提出する陳述書は、別記第13号様式によらなければならない。

（聴聞調書および報告書）

第12条 法第24条第1項または条例第24条第1項に規定する調書は、別記第14号様式によるものとする。

2 主宰者は、前項の調書に書面、図画、写真その他適当と認めるものを添付し、これを調書の一部とすることができる。

3 法第24条第3項または条例第24条第3項に規定する報告書は、別記第15号様式によるものとする。

（聴聞調書および報告書の閲覧）

第13条 法第24条第4項または条例第24条第4項の規定による閲覧の請求は、別記第16号様式の請求書により、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては市長にしなければならない。

2 主宰者または市長は、前項の請求があった場合において、閲覧させることと決定したとき（当該請求があった場合において、直ちに閲覧させる場合を除く。）は、別記第17号様式の通知書により、速やかにその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

（写しの交付手続等）

第14条 条例第36条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による写しの交付の請求は、別記第7号様式の請求書によりしなければならない。ただし、閲覧後直ちに行う当該資料の写しの交付の請求については、この限りでない。

2 市長は、前項本文の請求があった場合において、写しを交付することと決定したとき（当該請求があった場合において、直ちに写しを交付する場合を除く。）は、別記第8号様式の通知書により、速やかにその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

3 条例第36条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による写しの交付の請求は、別記第16号様式の請求書によりしなければならない。ただし、閲覧後直ちに行う当該調書または報告書の写しの交付の請求については、この限りでない。

4 主宰者または市長は、前項本文の請求があった場合において、写しを交付することと決定したとき（当該請求があった場合において、直ちに写しを交付する場合を除く。）は、別記第17号様式の通知書により、速やかにその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

5 資料、調書または報告書の写しの交付部数は、写しの交付の請求1件につき1部とする。

6 条例第36条第5項の資料、調書および報告書の写しの作成に要する費用は、写しを交付するときに徴収する。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年9月29日規則第43号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年12月19日規則第53号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第34号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日規則第6号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第16号抄）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第31号抄）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第29号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第27号抄）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第41号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第25号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月28日規則第4号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書、申出書その他これらに類するもの（以下この項において「申請書等」という。）は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

別表（第7条関係）

企画部	企画管理課長
総務部	総務課長
財務部	管理課長
市民部	市民・男女共同参画課長
保健福祉部	管理課長
子ども未来部	子ども企画課長
環境部	環境総務課長
経済部	経済企画課長
観光部	観光企画課長
農林水産部	企画調整課長
土木部	管理課長
都市建設部	まちづくり景観課長
港湾空港部	管理課長
戸井支所	地域振興課長
恵山支所	地域振興課長
楸法華支所	地域振興課長
南茅部支所	地域振興課長
消防本部	庶務課長

別記第1号様式（第3条関係）

聴 聞 通 知 書

年 月 日

様

函館市長

印

不利益処分に係る聴聞を次のとおり行うので、行政手続法第15条第1項（函館市行政手続条例第15条第1項）の規定により通知します。

予定される不利益処分の内容			
予定される不利益処分の根拠となる法令の条項			
予定される不利益処分の原因となる事実			
聴 聞 の 期 日		年 月 日 時 分から	
聴 聞 の 場 所			
聴 聞 事 務 担 当 課 等	不利益処分の所管課等	所在地	
		名 称	
	主宰者の所属課	所在地	
		名 称	

注 1 あなたまたはあなたの代理人は、聴聞の期日に聴聞の場所に出頭して意見を述べ、および証拠書類または証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、または聴聞の期日への出頭に代えて陳述書および証拠書類等を提出することができます。

2 あなたまたはあなたの代理人は、聴聞が終結する時までの間、予定される不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を請求することができます。

別記第2号様式（第3条関係）

聴聞続行通知書

年 月 日

様

主宰者

印

年 月 日に行った聴聞に係る事案について、次のとおり聴聞を続行するので、行政手続法第22条第2項(函館市行政手続条例第22条第2項)の規定により通知します。

1 聴聞の期日 年 月 日 時 分から

2 聴聞の場所

別記第3号様式（第4条関係）

聴聞期日変更申出書

年 月 日

函館市長 様

申出者	住所	〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地〕
	氏名	

年 月 日に行われる聴聞について、次の理由によりその期日の変更を申し出ます。

理由

別記第4号様式（第4条関係）

聴聞期日変更通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日に行うこととしていた聴聞について、次のとおりその期日を変更したので通知します。

1 変更の内容

- | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|-----|
| (1) 変更前 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分から |
| (2) 変更後 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分から |

2 変更の理由

別記第5号様式（第5条関係）

聴聞参加許可申請書

年 月 日

主宰者 様

申請者 住所 〔法人にあっては、主たる
事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名
称および代表者の氏名〕

次のとおり聴聞に関する手続に参加したいので申請します。

予定される不利益 処分の内容	
聴聞の期日	年 月 日 時 分から
予定される不利益 処分に関して有す る利害関係	

別記第6号様式（第5条関係）

聴聞参加許可決定通知書

年 月 日

様

主宰者 印

年 月 日付けで申請のあった聴聞に関する手続への参加については、
許可することと決定したので通知します。

別記第7号様式（第6条，第14条関係）

文書等閲覧等請求書

年 月 日

函館市長 様

請求者 住所 〔法人にあつては，主たる
事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあつては，その名
称および代表者の氏名〕

年 月 日に行われる聴聞に係る事案に関し，予定される不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧(写しの交付)について，次のとおり請求します。

請求の内容の区分	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付
資料の名称等	

- 注 1 該当する□内にレ印を記入してください。
2 代理人が請求する場合は，代理権を有することを証する書面を添付してください。

別記第8号様式（第6条，第14条関係）

文書等閲覧等決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで請求のあった資料の閲覧(写しの交付)については，次のとおり閲覧させる(写しを交付する)ことと決定したので通知します。

資料の名称等	
閲覧等の日時	年 月 日 時から 時まで
閲覧等の場所	
問合せ先	

注 閲覧等の際は，この通知書を提示してください。

別記第9号様式（第6条関係）
文書等閲覧拒否決定通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで請求のあった資料の閲覧については、次のとおり閲覧
させないことと決定したので通知します。

資 料 の 名 称 等	
閲覧させない理由	
問 合 せ 先	

別記第10号様式（第8条関係）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 様

申請者 住所 〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあつては、その名
称および代表者の氏名〕

年 月 日に行われる聴聞に補佐人とともに出頭したいので、次のとおり申請します。

補佐人	住 所	
	氏 名	
補佐人と申請者との関係		
補佐人を必要とする理由		
補佐する事項		

別記第11号様式（第8条関係）

補佐人出頭許可決定通知書

年 月 日

様

主宰者

印

年 月 日付けで申請のあった聴聞の期日に補佐人とともに出頭することについては、許可することと決定したので通知します。

別記第12号様式（第10条関係）

聴聞審理公開通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日に行う聴聞については、行政手続法第20条第6項（函館市行政手続条例第20条第6項）の規定により、審理を公開することとしたので通知します。

公開する理由

別記第13号様式（第11条関係）

陳 述 書

年 月 日

主宰者 様

提出者 住所 〔法人にあっては、主たる
事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名
称および代表者の氏名〕

私は、年 月 日に行われる聴聞に出頭することができないので、次のとおり意見の陳述をします。

1 予定される不利益処分の内容

2 予定される不利益処分の原因となる事実その他当該不利益処分に係る事案についての意見

別記第14号様式（第12条関係）

聴 聞 調 書

年 月 日

職名
主宰者
氏名

予定される不利益 処分の内容	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞の期日に出頭 した当事者，参加 人，代理人または 補佐人の氏名（名 称）	
聴聞の期日におけ る審理で説明を 行った職員の職名 および氏名	
聴聞の期日に出頭 しなかった当事 者，参加人，代理 人または補佐人の 氏名（名称）	

聴聞の期日に当事者およびその代理人が出頭しなかった場合は、出頭しない正当な理由の有無	
当事者，参加人，代理人または補佐人および職員の陳述の要旨 (陳述書による意見の陳述を含む。)	
提出された証拠書類等の名称等	
審理の公開・非公開 (公開した場合は，その理由)	公 開 ・ 非 公 開
その他参考となる事項	

別記第15号様式（第12条関係）

聴 聞 報 告 書

年 月 日

函館市長 様

職名
主宰者
氏名

予定される不利益処分の原因となる事実に対する当事者，参加人，代理人または補佐人の主張	
主張に対する意見	
意見の理由	

別記第16号様式（第13条，第14条関係）
聴聞調書(聴聞報告書)閲覧等請求書

年 月 日

様

請求者 住所 〔法人にあつては，主たる
事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあつては，その名
称および代表者の氏名〕

次のとおり聴聞調書(聴聞報告書)の閲覧(写しの交付)を請求します。

請求の内容の区分	☐ 聴聞調書の 閲覧	☐ 聴聞調書の写 しの交付
	☐ 聴聞報告書 の閲覧	☐ 聴聞報告書の 写しの交付
聴聞調書(聴聞報告書)に係る事案 名等		

- 注 1 該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 代理人が請求する場合は，代理権を有することを証する書面を添付してください。

別記第17号様式（第13条，第14条関係）

聴聞調書（聴聞報告書）閲覧等決定通知書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった聴聞調書（聴聞報告書）の閲覧（写しの交付）については，次のとおり閲覧させる（写しを交付する）ことと決定したので通知します。

聴聞調書（聴聞報告書）に係る 事案名等	
閲覧等の日時	年 月 日 時から 時まで
閲覧等の場所	
問合せ先	

注 閲覧等の際は，この通知書を提示してください。